



快適で美しいまち金沢  
 長町武家屋敷跡地区は  
 「ぼい捨て等防止重点区域」です



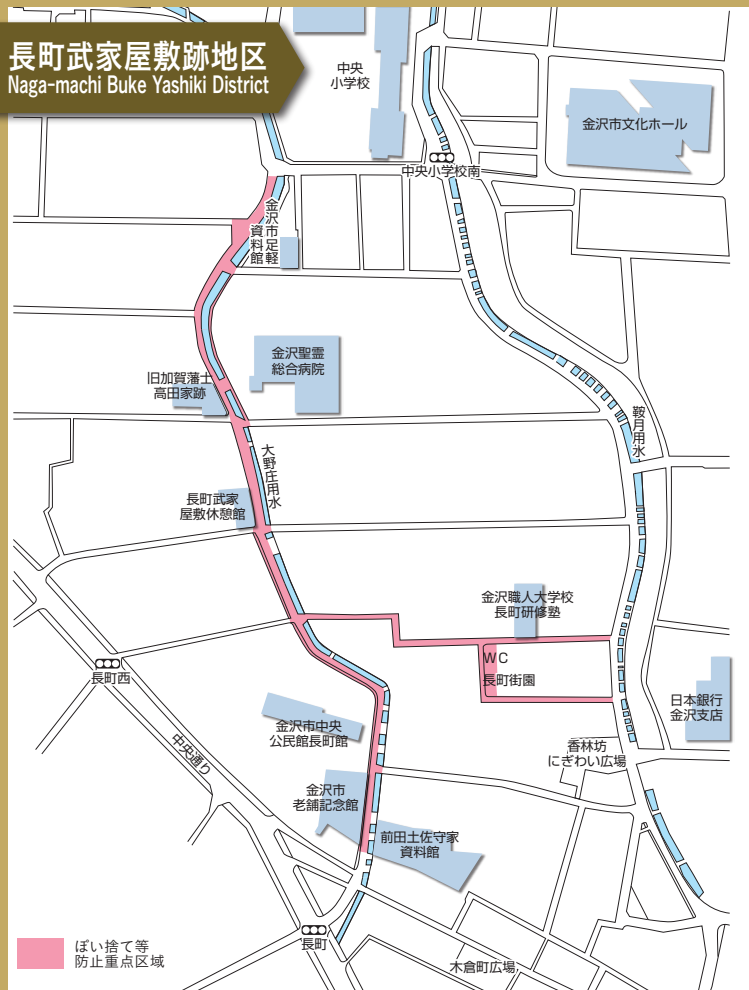
ぼい捨て、  
 路上喫煙は  
 ご遠慮ください



ペットのふんなどは  
 持ち帰りましょう

平成 27 年 12 月 1 日より重点区域に指定 !!

長町武家屋敷跡地区  
 Naga-machi Buke Yashiki District



違反した方※には過料が  
 科せられる場合があります。

※ 裏面Q3をご参照ください。

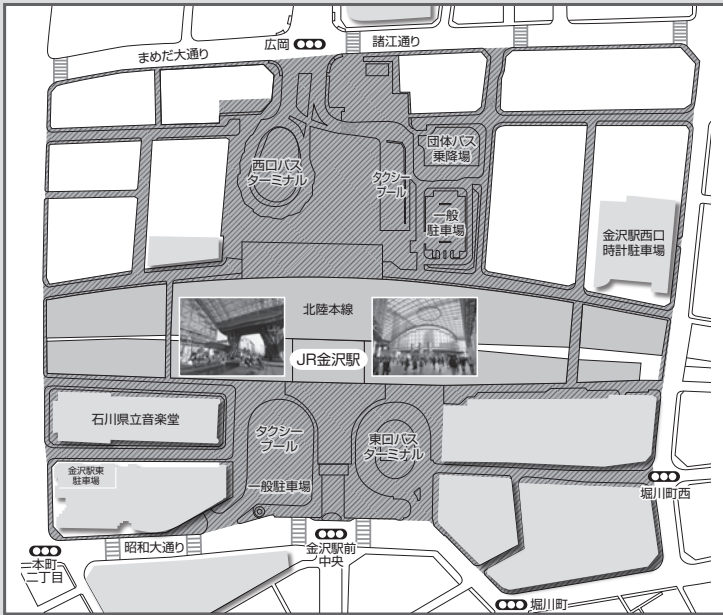
- ◆ 左記の区域では、ぼい捨て、路上喫煙、犬などのふんの放置を禁止します。
- ◆ Littering, smoking in the road, and not picking up after pets are prohibited in the areas on the left.
- ◆ 左図所示区域内、禁止乱扔垃圾、路上吸烟、弃置小狗等的粪便。
- ◆ 左圖所示區域內，禁止亂扔樂色、路上吸煙、棄置小狗等的糞便。
- ◆ 왼쪽에 기재된 구역에서는 쓰레기 무단투척, 노상 흡연, 애완동물의 배설물 방치를 금지합니다.

金沢市におけるぼい捨て等のない  
 快適で美しいまちづくりの推進に関する条例  
 (略称：ぼい捨て等防止条例 平成 24 年 7 月 1 日全面施行)

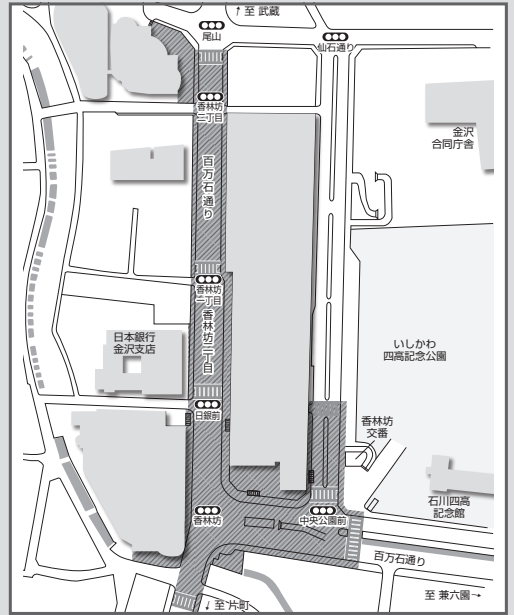
この条例では、「ごみのぼい捨て」「ペットのふんの放置」、「人混みでの喫煙」や「歩きたばこ」「喫煙場所以外での喫煙」によるたばこ火でのやけどなどの被害を防ぎ、誰もが快適に暮らせる美しいまちづくりを目指しています。

# その他のぽい捨て等防止重点区域です。 (地下道部分も重点区域に含まれます)

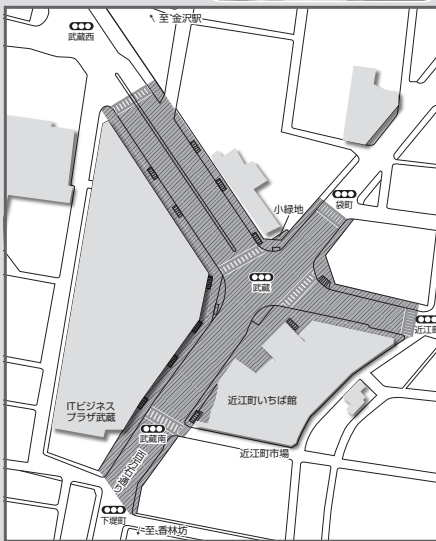
## 金沢駅周辺 (平成 26 年 9 月 1 日～)



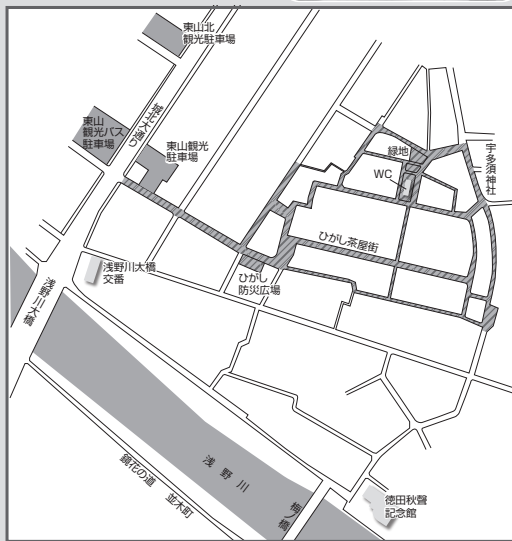
## 香林坊地区 (平成 25 年 11 月 1 日～)



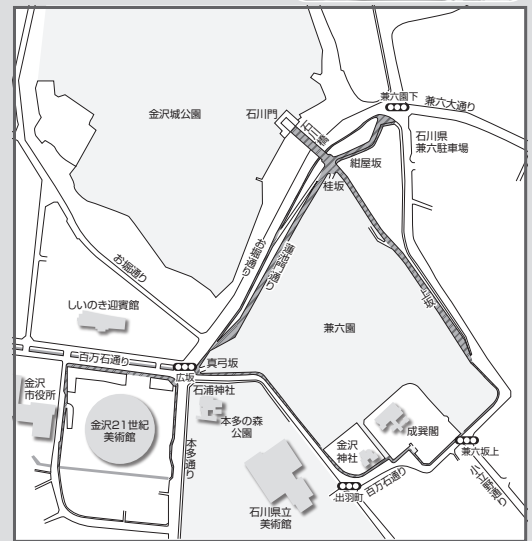
## 武蔵地区 (平成 25 年 11 月 1 日～)



## ひがし茶屋街 (平成 27 年 3 月 1 日～)



## 兼六園・ 金沢21世紀美術館周辺 (平成 27 年 3 月 1 日～)



### Q & A

**Q1** 「ぽい捨て」って  
どういうこと？

**A1** たばこの吸い殻や空き缶、空き瓶、ペットボトルなどの飲食物の容器、チューインガムのかみかす、紙くずなどで容易に捨てることのできるものを ごみ箱などの決められた場所以外の場所に捨てることをいいます。

**Q2** 「路上喫煙」ってなに？  
「歩きたばこ」が禁止なんでしょ？

**A2** 道路、公園、広場などの屋外の公共の場所で、火のついたたばこを吸うことや持つことをいいます。歩きながらの喫煙だけではなく、立ち止まって、自転車・バイクに乗りながらの喫煙も含まれます。道路などの管理者が設置・許可している灰皿などでの喫煙は「路上喫煙」にはなりません。決められた場所で吸ってください。

**Q3** どうやって過料を  
徴収するの？

**A3** 「ぽい捨て等防止重点区域」内を市職員の啓発指導員が巡回し、違反行為者に対して、指導、文書による催告、改善命令を行い、改善命令にも従わなかった場合(条例違反)には、その場で過料を徴収します。現金の持ち合わせがない場合は、納入通知書をその場で発行しますので、後日納付していただきます。